

特別支援学校のセンター的機能における交流及び共同学習 — 「地域所属」の視点による支援・連携の実際 —

Practices of Exchange and Joint Learning by center function
in Special Needs Education School
Support and Cooperation by the Perspective of 「Community Positioning」

後 藤 宏

Hiroshi GOTO

「地域所属」支援研究会

中 山 健

Takeshi NAKAYAMA

教職実践研究ユニット

(令和5年9月29日受付, 令和5年12月22日受理)

本研究は、特別支援学校のセンター的機能の一つとして、交流及び共同学習の取組に焦点を当てたものである。「地域所属」という考え方を職員間で共有して支援と連携を行う、福岡県内の一特別支援学校において、特別支援教育制度が開始された2007年度に発行された「交流及び共同学習事例集 第1集」をもとに、交流及び共同学習の実践を整理し、分析を行った。その結果、事例校では、(1)交流及び共同学習の取組に、「地域所属」の視点が反映されていること、(2)2007年度以前から、交流及び共同学習は、同校のセンター的機能の一つとして位置付けられていたこと、(3)学校間交流は、学部ごとに近隣の小学校、中学校、高等学校と連携し、組織的・計画的・継続的に行われていたこと、(4)居住地校交流は、「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」に基づき、実施されていたこと、等が明らかとなった。さらに、今後の特別支援教育やインクルーシブ教育の取組の推進に向けた方向性を、3つの視点から考察した。

キーワード：特別支援学校のセンター的機能, 交流及び共同学習, 「地域所属」

1. はじめに

1979年の養護学校義務制実施から40年以上が経過し、障害児・者を取り巻く国内外の状況は大きく変化した。21世紀を迎え、我が国の教育は、障害の程度等に応じ、特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られ、2007年度からは、学校教育法の改正により、特別支援教育が法的に位置付けられた。2007(平成19)年4月1日付けの文部科学省事務次官通知(平成19年文科初第125号)「特別支援教育の推進について(通知)」には、障害のあるすべての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るために、すべての学校で行う特別支援教育に関する基本的な考え方や留意事項等が示され、「特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること」が求められた。

2006年12月、国際連合総会で、すべての障害者にあらゆる人権及び基本的自由の享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国も2007年9月に署名を行った。以後、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進するために、国内法の改正・整備等が進められた。障害者基本法

の改正（2011）では、「交流及び共同学習」の推進と相互理解の促進が位置付けられ、2009年3月告示の特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領にも、「交流及び共同学習」の用語が初めて使用され、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の双方に意義深い教育活動として明記された。

2012年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「共生社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題」であり、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものである」と述べられている。インクルーシブ教育システムでは、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。同報告書の「4.多様な学びの場と学校間連携等の推進」には、地域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築する必要があるとあり、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的であることを指摘している。

特別支援学校のセンター的機能については、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割があり、一層の充実を図り、専門性の向上に取り組む必要があることが述べられている。併せて、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を地域別や機能別に明確化することや、ネットワークの構築が必要であること等にもふれている。

交流及び共同学習の推進については、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習に取り組む意義、双方の学校の教育課程への位置付けや年間指導計画の作成等による更なる計画的・組織的な推進の必要性とともに、特別支援学校における居住地校との交流及び共同学習を行う意義と継続の必要性等が示されており、特別支援学校のセンター的機能と関連付けて整理すべき内容である。

以後、関連法の整備や新たな学習指導要領等の改訂、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（2021、文部科学省）等により、特別支援学校のセンター的機能や交流及び共同学習の重要性についての認識は深まりつつある。特に、交流及び共同学習に関しては、2015年度からの文部科学省の「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」、文部科学省と厚生労働省を中心に設置された「心のバリアフリー学習推進会議」の提言（2018年）、都道府県・各教育研究機関等による報告及び研究・実践等と併せて、「交流及び共同学習ガイド」（2019、文部科学省）や「居住地校交流実施の手引き【改訂版】」（2016、福岡県教育委員会）等により、交流及び共同学習を推進していくための手立て等も示されている。しかし、実際の支援や連携では、それぞれの特別支援学校の状況や地域特性を活かした取組等も必要であり、地域別の課題解決に向けた研究及び実践の蓄積が不可欠である。

後藤（2002）は、障害児をもつ保護者のニーズから特別支援学校のセンター的機能を明らかにすることを目的に、特別支援学校近隣の4市4郡を対象地域とし、特別支援学校及び小学校、中学校に在籍する、障害のある児童生徒の保護者と該当する担当教師各5群（特別支援学校全体群、特別支援学校小・中学部群、特別支援学校高等部群）に対して、質問紙法による調査を実施した。

各群の主成分分析に基づいて解釈された成分を比較した結果、保護者のニーズには、学校の種類や学部により共通する特徴と異なる特徴があること、障害児担当教師が必要性を感じるセンター的機能は、保護者自身のニーズとは一致しない面があること、等が明らかとなった。これらの結果をもとに、特別支援学校が地域の中のセンター的機能を担う上で重要と思われる点を、(1)居住地域を中心とした社会生活に対する支援の必要性、(2)地域の学校と特別支援学校との連携、(3)特別支援学校内で行う教育内容・方法の充実、(4)センター的機能に対する教師の共通理解の4点にまとめている。

木船・後藤ら（2008）は、特別支援学校がセンター的機能を推進していくための指針を明らかにするために、後藤（2002）の保護者へのニーズ調査で明らかとなった4つの視点の中から、特別支援学校と地域との関係に関するセンター的機能として、(1)居住地域を中心とした社会生活に対する支援の必要性、(2)地域の学校と特別支援学校との連携の2点に焦点を当て、一特別支援学校の実践を事例として取り上げて整理している。

(1)居住地域を中心とした社会生活に対する支援では、主に地域懇談会を中心とした活動を、(2)地域の学校と特別支援学校との連携では、個人的ネットワークの活用、教育事務所との連携、交流教育の推進と地域の

学校との連携等の取組をもとに、実践から抽出できる特色として、(1)校内行事を基盤としての保護者・学校・行政機関間のネットワークの形成、(2)私的ネットワークと公的ネットワークの融合の2点にまとめている。事例校では、「地域所属」という考え方を基礎とした、地域におけるセンター的機能の充実が目指されており、特別支援学校が所属する地域の特色によって、特別支援学校のセンター的機能に関する取組にも特色がみられることが示唆された。

後藤(2002)、木船・後藤ら(2008)の事例校では、特別支援教育が法的に位置付けられた2007年度に「交流及び共同学習事例集 第1集」が発刊され、同校のセンター的機能の一つとして、交流及び共同学習の取組と展開の実際が報告されている。特別支援学校のセンター的機能と関連付けて、同校で取り組まれてきた交流及び共同学習を整理し、分析することは、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組をさらに推進していく上で、参考にすべきものがあると思われる。

そこで、本研究では、特別支援学校のセンター的機能として、交流及び共同学習に焦点を当て、「地域所属」の視点による支援と連携を行う一特別支援学校の「交流及び共同学習事例集 第1集」を整理し、事例集が発行された2007年度までに、どのような実践が行われていたのかを明らかにする。さらに、分析結果をもとに、事例校における交流及び共同学習を考察し、今後の特別支援教育やインクルーシブ教育の取組の推進に向けた方向性について展望することを目的とする。

2. 事例校における「交流及び共同学習事例集 第1集」の概要

2.1 事例集発刊に当たって

本事例集は、2008年3月に事例校より発行され、以下のことが述べられている。(1)特別支援教育体制の推進にあたり、各特別支援学校に地域のセンター的機能が求められていること、(2)同校では日常的に障害児やその家族とかかわりのある同校職員が、共通に押さえておくべき視点として、「地域所属」という言葉を用いて、同校が担ってきた役割や意義を整理していること、(3)交流及び共同学習においては、様々な事例を通して、校内外での連携が図られ、具体的な支援に取り組んでおり、その一環として「交流及び共同学習事例集 第1集」をまとめ、発行に至ったこと、等である。事例集は、「地域所属」の視点から、同校の特徴的なセンター的機能の一つである交流及び共同学習の取組と展開の実際について具体的に紹介されている。また、「地域所属」という用語について、事例校による概念規定が示されている。

2007年4月に特別支援教育制度がスタートしたことを受けて、新たな第一歩を踏み出す礎として、これまで事例校が実践してきた交流及び共同学習の内容をまとめ、本事例集(第1集)を発刊した経緯が述べられている。特別支援教育の理念を整理し、同校に在籍する子どもたちが、地域で生きる、地域と共に生活することを目指して始めた取組そのものであるとしている。(1)取組を始めた経過、学校間交流を実施している学校や居住地校交流を行っている各小・中学校との具体的な取組、等をまとめたこと、(2)交流及び共同学習の推進・充実に向けた参考資料として活用が期待されること、(3)これからも地域で生活していく子どもたちを、学校・地域・関係者間で協力し、支援していくこと、等が述べられている。

2.2 事例集の構成

本事例集は、1 事例校の概要と交流及び共同学習の展開、2 事例校における交流及び共同学習の実際、3 コラム「これまで、そしてこれから」～出会いからつながり、ひろがりへ～、4 交流及び共同学習を正しく理解し、推進していくために、による全4章58ページで構成されている。

本研究では、1 事例校の概要と交流及び共同学習の展開、2 事例校における交流及び共同学習の実際、について、整理・分析を行う。

3. 「交流及び共同学習事例集 第1集」からみた事例校における交流及び共同学習の実践

3.1 事例校の概要と交流及び共同学習の展開

3.1.1 事例校の概要(2008年1月現在)

事例校は、福岡県南部に位置する知的障害を対象とした県立の特別支援学校である。学級数52学級、児童生徒数269名(小学部74名、中学部61名、高等部134名)という県内でも有数の大規模校である。当時は、近隣に肢体不自由児対象の学校等がなかったため、重複学級と訪問学級には、身体的な障害や病弱等を併せ有する児童生徒が21学級に57名在籍していた。地域の小学校、中学校からの転入学や高等学校から編入学する児童生徒も多く、小学部・中学部の通学範囲は近隣の5市2郡内であるが、高等部は県内全域が学

区として位置づけられているため、児童生徒の居住地域は22の市町村を数え、寄宿舎も併設されている。教育・相談機関や総合的医療・福祉機関等、利用できる資源が地域内に少なく、分散しているのが特徴である。

3. 1. 2 「地域所属」の視点

事例校では、交流及び共同学習の展開にあたり、「地域所属」の視点が示されている。2001年の校内研究から、「地域所属」グループが研究グループとして取り上げられ、2002年度の校内研究グループで、「差別は排除という形をとる。私たちは、差別されず、差別せず、納得した状態で所属していくことをのぞむ。そうした状態をめざす用語として『地域所属』という言葉を用い、より多くの人に使われていくことを期待する。」という概念規定がなされた。以後、様々な事例や研究等により整理され、同校職員が共通に押さえておくべき取組の視点として、「キーワードは、『地域所属』」（資料1）が示された。

事例校では、近隣地域に利用できる社会資源が分散化する一方、22市町村という広域地域での支援や連携を必要とする地域特性があり、学校が主体となって、障害児者本人・保護者と地域・関係諸機関とをつないでいく役割も担っており、その中で、交流及び共同学習が果たす役割は大きいと、述べられている。

3. 1. 3 交流及び共同学習の形態

特別支援学校の立場での交流及び共同学習について、5つの形態が示されている。各形態を活用した事例校の取組の概要を、表1に挙げる。

3. 1. 4 事例校における交流及び共同学習の展開

3. 1. 4. 1 事例校の交流及び共同学習の歩み

事例校は、養護学校が義務化された1979年に開設され、小学部は1980年度より市内の小中学校と、中学部は1985年度より、近隣の中学校との交流が開始された。以降、形態や内容を工夫し、発展させながら継続している。高等部は、近隣地区の高等学校（保育科）との交流が実施された時期もあったが、同学科の廃止で、しばらく取組は途絶えていた。1992年度より近隣地区の高等学校（農業）と、2005年度より新たな高等学校（社会福祉科）との交流が開始された。

事例校では、「地域所属」の視点により、児童生徒が居住する地域とのつながりも支援している。1990年代に小学部に入学した2名の児童が居住する校区の小中学校からの依頼で、本人達が在籍する学級の児童全員が相手校同学年の児童と交流を開始し、以後、6年間継続された。その後、同校区内に居住する別の児童が事例校に入学してきた際に、学校間で連絡を取り合い、スムーズに交流及び共同学習を進めることができたという具体例もあげられている。事例校では、このような実績を積み重ねて、居住する小中学校や中学校との交流希望者が年々増加し、課題整理をしながら、組織的な取組が進められてきた。

3. 1. 4. 2 学校教育目標を達成するために

事例校では、「一人一人のよさを伸ばし、たくましく生き抜く力を育む」ことを学校教育目標に掲げ、教育目標達成のために、効果的な「Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（行動）」サイクルの確立を目指している。一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、各学部の発達段階に応じた指導を行うとともに、保護者や地域との連携を図った教育実践に努め、交流及び共同学習においても、個別の教育支援計画策定の観点から、保護者の意向を十分確認して、交流相手校と共に良い交流の在り方を検討し、連携した取組を進めている。

3. 1. 4. 3 各学部の特徴を生かした教育内容の展開

事例校では、各学部の特徴を生かした教育課程を編成し、指導が行われている。小学部では、学級・学年・学部という、より身近な集団を生かし、日常的な活動や見通しの持ちやすい活動を大事にしている。学校間交流では、同学年同士の交流及び共同学習を基本としている。中学部では、直接的な交流及び共同学習と併せて、総合的な学習の時間等も活用し、学校間交流に取り組む中学校周辺の調べ活動や、地域の人々・文化に目を向ける発展した学習を展開している。高等部では、地域社会で豊かに生きることを願い、学校間で交流及び共同学習を行う高等学校の同世代との交流、地域の福祉バザーへの参加体験等、卒業後につながる関係作りも行っている。

表 1 小学部・中学部における学校間交流の取り組みの過程

形態	取組の概要（学部）
学校間交流	○近隣地区の学校と、年間計画に沿って実施 ・小学校：2校（小学部）中学校：1校（中学部） 高等学校：2校（高等部）〈平成19年度〉
地域交流	○事例校周辺の地域との交流 ・総合的な学習の時間を活用した地域の人々とのふれあい活動（中学部） ・作業学習作品の地域行事・福祉バザーでの販売活動（高等部）
居住地校交流	○事例校の児童生徒が居住する小学校や中学校との交流 ・小学校：25校（小学部），中学校：11校（中学部）〈平成19年度〉 ※「居住する校区における小・中学校との交流実施要領」（資料2）に基づき、個別に対応
居住地交流 その他	○居住地の子ども会活動や地域行事に参加すること ○障害種と同じ特別支援学校同士の交流 ・県立特別支援学校体育大会等への参加（中学部，高等部）

3. 1. 4. 4 事例校及び交流相手校の教育課程への位置付けと連携の視点

事例校の小学部・中学部における学校間交流については、長期間に渡り継続して行われている。両校間の関係を保ち、交流内容のさらなる充実を図るために、互いの教育課程の中に適切に位置づけ、職員研修の在り方を工夫し、学校内・学校間の連携等を図っている。各学部の交流担当窓口を中心に、両校の学年担当者間の連絡や交流推進委員会等を活用して、内容面や進め方についての共通理解が図られている。

居住地校交流を希望する児童生徒については、事例校の「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」（資料2）に基づき、それぞれの交流相手校との打ち合わせ、内容検討や研修等が行われている。組織的・計画的な取組により、交流相手校の児童生徒や職員が日常的にいただく特別支援学校や障害等に対する様々な疑問や悩み等にも、小学校・中学校への支援や連携というセンター的機能の視点から、丁寧に対応していく必要性が、述べられている。

3. 1. 4. 5 交流及び共同学習の実施に当たって

3. 1. 4. 5. 1 事例校近隣の学校・地域との交流及び共同学習

学校間交流の相手校である小学校や中学校との交流及び共同学習では、それぞれ両校の職員全体（事例校は各学部職員等）で、年度初めの打ち合わせ会、年度末の反省会を行い、共通理解が図られている。

小学部では、小学校で開催される交流運動会に向けて、両校による事前協議を行い、保護者や地域に対する理解・啓発の視点を共有し、児童の実態を考慮した種目内容の検討等が行われている。中学部でも、両校で合同研修会を開催し、障害に対する正しい認識や、交流及び共同学習に取り組む姿勢を確認し合っている。高等部では、生徒が居住する各自治体の教育・福祉関係者と連携を図り、日常的な情報交換等を行い、市町村等が主催する福祉バザー等に、作業学習で作成した製品等を展示、販売するなど、社会参加や理解・啓発につながる活動に、無理のない範囲で参加・協力することもある。

3. 1. 4. 5. 2 事例校児童生徒の居住する地域での交流及び共同学習

事例校では、「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」（資料2）に基づき、居住地校（小学校・中学校）との交流及び共同学習を支援している。

毎年、交流教育実施要領を同校職員間で確認し、保護者から交流希望の意思表示があった場合には、相手校に受け入れ可能かを打診する。実施可能な場合は、相手校に出向き、児童生徒の実態、交流のねらい、交流及び共同学習の内容等について打ち合わせが行われる。

内容や回数は、それぞれ異なるが、常に両校間で連絡を取り合い、事前の打ち合わせを行うとともに、交流実施時の本人・保護者の反応、周囲の児童生徒との関りの様子等を事後の反省時に共有するなど、本人、保護者を含む両校間で共通理解が図られる。年度末には、年間の反省を行い、次年度の方向性が協議される。

3. 2 事例校における交流及び共同学習の実例

「交流及び共同学習事例集 第1集」では、(1)事例校近隣の学校・地域での小学部、中学部、高等部の取組と、(2)児童生徒の居住する地域での小学部、中学部の取組として、それぞれ具体的な事例を挙げて紹介されている。

事例集に記された内容をもとに、事例校における交流及び共同学習の実例について、各学部の主な取組を表2から表7に整理した。

3. 2. 1 事例校近隣の学校・地域での取組

表2は、事例集で「概要」、「ねらい」、「活動の実際」、「まとめ」という観点で整理された、小学部における学校間交流の取組の過程を、表3は、中学部における学校間交流の取組の過程を、それぞれ一覧表にまとめたものである。一覧表にすることにより、1980年代より継続して学校間の交流及び共同学習に取り組まれてきた小学校、中学校との関わりの沿革と、各学部の特徴を活かして実践されてきた取組の過程が明確に示された。小学部、中学部ともに、学校間での交流及び共同学習の取組は、事例校と交流相手校のそれぞれの教育課程に位置付けられ、目標やねらいを学校内・学校間で共有した上で、実際の活動が行われている。

表2 小学部における学校間交流の取組の過程

市内の小中学校との学校間交流	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1979（昭和54）年 事例校開設 ・1985（昭和60）年 学年対応による6年間継続の交流の開始（その場限りの交流ではなく、発展・継続する内容に） ・1990（平成2）年 子どもの姿を見て、交流内容の検討開始（給食・昼休み交流、交流新聞、児童主体の交流委員会等）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○相手の良さを見つけ出し、友だち関係の輪を広げようとする態度を育てる。 ○生活経験を広げ、社会性を養い、調和のとれた人間関係を育てる。 ○互いの個性や特質を認め合い、積極的に社会に参加していく能力や態度を育てる。 ※低学年、中学年、高学年別に、事例校児童のねらい、期待する相手校小学生児童の姿、留意点が挙げられている。（表4参照）
活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> ○学年別に、(1)日程と内容、(2)児童の様子（事例校、交流相手校）の観点から整理された取組が具体的に記されている。（1年生～6年生） ○相手校交流委員会による主な取組が挙げられている。 (1)事例校運動会交流種目の参加呼びかけ、(2)交流運動会の取組（話し合い、制作）、(3)事例校学習発表会のステージ交流、(4)運動会のポスター作り、交流新聞作り等、(5)6年生との昼休み交流（委員会企画のゲーム実施）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○回を重ねるごとに自然な関わりが多くみられる。（成果） ○関わる児童が特定化せず、誰とでもふれあうグループ作りが課題である。 ○障害についての理解を図ることが課題である。

表3 中学部における学校間交流の取組の過程

近隣の中学校との学校間交流	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1985（昭和60）年 前身の中学校より事例校への交流申し入れ（文部省心身障害児理解教育推進研究指定校になったため） ・2000（平成12）年 前身校の閉校・統合により現交流相手校への引継ぎ（現交流相手校との交流開始） ※交流相手校と事例校中学部とは、同等の学校規模、中学校の地域特性、教職員の障害への理解・関心の高さ等により、充実した交流及び共同学習が継続されている
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○両校共通の目標 「生徒・教師がともに期待と楽しみを持って主体的に活動する交流を目指す」 ○事例校の目標・豊かな人間関係を育てるとともに、生徒が地域社会に参加するために必要な知識や態度を育て、社会性を養う。 ・発達段階や実態に応じて意思伝達や活動ができるようにする。 ・交流校の生徒や地域の人々の障害に対する理解を深める。
活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> <直接交流（年2回）> ○第1回交流及び共同学習（事例校）・全体会（はじめの会、おわりの会）・活動（午前中：ペア決め、ペア活動、ペアカード作り他） ○第2回交流及び共同学習（相手校）・全体会（はじめの会、おわりの会）・活動（ゲーム、制作活動、弁当を一緒に食べて交流、自由遊び）<間接交流> ○ペアカード作成、交流新聞作成、暑中見舞い、年賀状交換等
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○交流相手校の1、2年生と事例校の全学年が年2回の直接交流を実施する。 ○年2回の出会いを大切にするため、間接交流、交流学習会に取り組む。 ○支援の在り方、ペアの組み方等、教職員は課題を持って取り組む。

具体的な活動として、小学部では、その場限りの交流ではなく、発展・継続した取組を目指して、学年対応の交流を6年間継続して実施することが基本とされている。事例集の中でも、学年別（低学年、中学年、高学年）に、事例校児童のねらい、期待する相手校児童の姿、留意点が一覧表で整理されている。その内容

については、表4「学校間交流における各学年のねらいと留意点（小学部）」として再掲する。

表4 学校間交流における各学年のねらいと留意点（小学部）

学 年	事例校児童のねらい	期待する交流相手校児童の姿	留意点
低学年	楽しい雰囲気の中で、小学校の友だちと一緒に活動することを通して大集団の活動に慣れるようにする。	遊びや触れ合う学習を通して、共に活動することの楽しさを味わってほしい。	集団での自由遊びや子どもたち自身での計画も少しずつ取り入れながら計画を立て、交流を行う。
中学年	小学校の友だちと一緒に行動することに慣れて、自分からかかわることが、できるようになるようにする。	自由な活動の中で、かかわりを持ち、一緒に活動できるようになってほしい。	一年間を見通した活動内容の工夫や、子ども同士のかかわり方の工夫を考えながら交流を行う。
高学年	交流を楽しみにしたり、自分の励みにしたりすることができるようになる。大集団の中で、一緒に活動することができるようになる。	交流委員会の児童などを中心に、自主的に計画を立て、活動できるようになってほしい。	子どもたち自身で計画を立てた交流を大事にしながら、お互いの関係を深めるような交流を行う。また、交流委員会の児童などを中心に、自主的な活動を行う。

また、小学部の活動の実際では、学年別に、日程や内容とともに、交流及び共同学習場面における、事例校と相手校のそれぞれの児童の様子が記され、評価の際も活用されている。さらに、相手校の高学年児童による交流推進委員会の活動として、互いの学校の行事への参加や交流内容の検討・企画、昼休みを利用した両校児童間の関わり等も行われており、児童が主体となった計画や子どもたちの自然な姿等が、特徴の一つとして挙げられる。

中学部では、互いの学校を訪ねて学習する直接交流、交流新聞等による間接交流、相手校生徒を対象に実施する交流学習会等が行われている。活動の実際として、各学校を会場として、終日実施される年間2回の直接交流の様子が挙げられており、その中で、両校生徒が1年間のペア活動を基本として活動することが示されている。ペア活動は、ペアカードやメッセージカードの交換等、間接交流場面でも、有効に活用されている。また、その他の取組として、相手校生徒を対象とした年間2回の交流会では、事例校の児童生徒支援担当者による学習会と、相手校の生徒からの質問に答える形式での学習会（以下、「相手校生徒交流学習会」）が実施されている。このように、小学部に比べると直接交流の機会は少なくなるが、内容面での深まりと理解啓発を目指して、中学部では、間接交流や相手校生徒交流学習会を活用した取組が展開されており、特徴の一つとして挙げられる。

表5は、高等部における学校間交流の取組の過程を、概要、目的、活動の実際、今後の課題という観点から整理し、一覧表としてまとめたものである。以下に、その内容を示す。

高等部では、小学部や中学部の学校間での交流及び共同学習とは異なり、同世代の高等学校生徒と関わる機会は、1日、又は1日半という、限られた時間や回数である。そのため、単に良い「出会い」で終わらせるのではなく、共に生きる社会を主体的に担っていく為の資質を育てる場に発展させていくことが目指されている。相手校との交流会では、会場となる学校の特徴を活かした内容を工夫し、生徒同士が共同で作業等を行う直接交流の場での関わり方が大事にされている。また、学校間での双方の教員による事前の取組や事後の総括を充実させるとともに、事例校の児童生徒担当者による、相手校生徒に対する障害への認識を深めるための授業協力や、交流場面に参加しづらい事例校生徒との関わり等についても、重要な取組として挙げられている。

高等部では、卒業後の地域生活に繋げるために、事例校の特徴を活かしたその他の交流も行われている。表6は、高等部におけるその他の交流及び共同学習を整理したものである。以下に、その内容を示す。

表5 高等部における学校間交流の取組の過程

近隣の高等学校との学校間交流	
概要	○1992（平成4）年 近隣地区の高等学校（農業）との学校間交流開始 ・年2回（1日交流と半日交流）の相互交流 ・相手校参加生徒約30名 ○2005（平成17）年 近隣地区の高等学校（社会福祉科）との学校間交流開始 ・年1回相手校が事例校を訪れる形態での交流 ・相手校参加生徒約40名 ○事例校生徒には、事前に相手校の沿革や特色、学習内容等を紹介 ○相手校には、児童生徒支援担当者が、障害への認識を深める授業を実施 ○交流会では、共同での作業、レクレーション、ゲーム、会食等、いろんな形でコミュニケーションを図り、親交と理解を深めている。
目的	○お互いの学校見学や共同作業等の交流を通じて、豊かな人間関係を築く ○挨拶や意思伝達など人間関係を築いていく上での基本となるコミュニケーション能力を育てる。 ○交流校生徒に障害者との良い出会いと想像力を保障し、共に生きる社会を主体的に担っていくための資質を育てる。
活動の実際	○高等学校<農業>の農場においての活動では、花の苗を使ったプランター作りと農場見学を実施、事例校を会場とした活動では、クリスマスの飾り作りや連凧作り等を実施 ○高等学校<社会福祉科>との活動では、事例校の作業棟での作業交流、各クラスでの給食交流やクリスマス飾り作り・連凧作り等の活動を実施
今後の課題	○高等学校（農業）の農場では、事例校生徒は牛や馬との触れ合いに関心を示し、みかんちぎりも喜び、相手校生徒達も積極的に関わった。 ○高等学校（社会福祉科）との作業交流では、双方の生徒が学習にスムーズに参加できていた。クラス交流でも、自然に関わる様子がみられた。 ○事例校には、地域の学校在籍時の体験から、「交流に出たくない」「相手校の生徒に会いたくない」という生徒がいる。児童生徒支援担当者を中心に対応し、彼らの声を受け止め、今後の取組に活かすことが課題である。

表6 その他の交流及び共同学習（高等部）

主な内容	取組の概要
地区高文連 (高等学校生との文化活動を通しての交流)	○他の特別支援学校、高等学校との合同合唱、会場ホール前での作業学習の製品販売 ・参加者（希望生徒、音楽科職員） ※他の高等学校生と文化活動で交流する。作業学習の製品を販売し、理解啓発を進める。
地域行事での作品販売 (チャリティバザーからの参加要請への協力)	○作業学習の製品販売（地域のバザー等） ・参加者（希望生徒、担当職員） ※近隣地区の高等学校から参加した同世代のボランティアと一緒に活動する。
交流ソフトボール大会	○高等学校や障害者施設の野球部とのソフトボールを通しての交流（事例校グラウンド） ・参加者（事例校の希望生徒とその保護者、有志職員） ※毎朝寄宿舎の希望生徒を中心にソフトボールの練習をし、交流試合を行う。
地域のマラソン大会	○近隣地域のマラソン大会等への参加（卒業後も続けられる） ・参加者（放課後陸上を練習している生徒とその保護者、有志職員） ※希望する通学生で、下校後に陸上の練習に取り組み、練習の成果を試す。

3. 2. 2 児童生徒の居住する地域での取組

事例校では、小学部や中学部で居住地校交流を希望する児童生徒については、「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」（資料2）に基づき、必要な手続きに沿って、組織的、計画的に実施されている。「交流及び共同学習事例集 第1集」には、居住地校交流を実施している児童生徒の内、小学部10名、中学部6名の、計16の事例が挙げられている。いずれも、(1)概要、(2)ねらい、(3)活動の実際、(4)まとめ（成果と課題）という取組の過程に沿って、整理されている。特徴的な事例として、小学部2事例、中学部2事例を挙げ、表7に示す。

表7では、一覧表に4事例を整理し、比較できるようにしたが、対象となる児童生徒の年齢や障害特性、家族関係、成育歴、居住地の特徴や居住地校の状況等には違いがあり、それぞれの概要は、大きく異なっている。しかし、いずれの事例も、居住地校交流の希望に当たっての保護者の思いや、居住地校交流の実施に至った経緯等が明確に記されている。このように、居住地校交流は、保護者からの希望があってはじめて手続きが開始されるため、対象となる児童生徒や保護者一人一人の思いが、取組の過程にもしっかりと反映されている。居住地校交流のねらいでは、居住地の友だちとの結びつきや地域の人々の理解を深めるとと

表 7 居住地域交流における取組の過程

事例	事例 A	事例 B	事例 C	事例 D
学部	小学部	小学部	小学部	小学部
概要	<p>○居住地域の友だちとの交流をもたせたいという保護者の希望により、1 年次より開始された。</p> <p>○毎年、年度初めに保護者が小学校に挨拶に行き、小学校の受け入れも良好(お互いに積極的に交流を推進)である。</p> <p>○居住する校区の友だちとの結びつきを深める。</p> <p>○地域の友だちとふれあう中で、自発的に関わり(話しかける・話を聞く・一緒に行動する等)、交流を深める。</p> <p>○学級活動でお互いの学校の様子を報告し合う。風船バレーをする。</p> <p>・「小学校に行く。」と交流前日から楽しみにしていた。当日、友だちとの対面時に声を掛けられて、笑顔が見られる。</p> <p>・ブレゼンテーションを活用して、特別支援学校での活動の様子を報告し、相手校児童への理解を促す。</p>	<p>○相手校に保育園の同級生が多数いるので、1 年次より月 2 回程度の交流を保護者が希望され、毎年継続して実施される。</p> <p>○きょうだいの在籍や PTA 活動への積極的な関わりにより、小学校と保護者との連携は取れている。</p> <p>○地域の人たちに、対象児童について、理解を深めてほしい。</p> <p>○居住地区区の小学校の友だちとの交流を通して、対象児童の地域での生活を豊かなものにした。</p> <p>○全校児童との交流で、1 年生を迎える会、1 年生歓迎遠足への参加を行った。</p> <p>○4、5、6 年児童との交流で、クラブ活動に参加し、「お絵かき工作」を行った。</p> <p>○5 年児童との交流で、集団登校から、学級活動に参加した。(ドッジボール、ビンゴ、フルーツバスケット等を楽しむ)</p> <p>○相手校の理解があり、安心して実施できている。相手校の児童・保護者にも、大切な教育活動として認識が深まる。</p> <p>○児童生徒支援担当者による障害の理解を深める授業後には、相手校児童からの対象児童への声掛け等も増えた。</p>	<p>○地域の小学校の特別支援学級から事例校の中学部に入学してきた生徒の交流及び共同学習として実施される。</p> <p>○在籍した小学校校区の中学校との交流であるため、学校・保護者の不安を取り除き手立てを丁寧に行い、実施した。</p> <p>○小学校時代の友だちとの関わりを保つ。</p> <p>○地域の友だちとと街で偶然会った時に声を掛け合えるような関係を作る。</p> <p>○歓迎集会、体育、音楽の授業への参加と昼休みの活動を行う。</p> <p>・小学校時代の友だちが対象生徒の紹介をし、複数の友だちと一緒に活動する。他の生徒にも誘われ、話しかけられる。</p> <p>○体育、美術の授業では、グループ活動に自ら入り楽しむ。友だちの協力で笑顔がこぼれる。</p> <p>○小学校卒業以来の再会であったが、対象生徒も相手校生徒もすぐに打ち解けて、リラックスした表情で活動できた。</p> <p>○出身小学校以外の生徒との関わりや、卒業後に居住地近辺の仲間や友だちとの交流につなげていくことが課題である。</p>	<p>○居住地の小学校との交流及び共同学習から継続して中学校でも実施し、運動会や校内合唱コンクールに毎年参加する。</p> <p>○相手校は、以前にも事例校卒業生との交流及び共同学習を行った経緯があり、対応にも慣れている。</p> <p>○対象生徒のきょうだいが通学する地域の学校とのつながりをつくる。</p> <p>○運動会リハーサル・本番に参加する。</p> <p>○合唱コンクールに参加する。</p> <p>・運動会では、駐車場や保健室に近い席、昼食や休憩のための部屋の準備等の配慮があり、競技にも元気に参加する。</p> <p>・合唱コンクールには事前に楽譜をもたって練習し、ステージには相手校生徒が対象生徒の車椅子を押し参加する。</p> <p>○対象生徒の保護者の熱意、相手校の生徒達の明るさ、管理職の理解、担当教師の気配り等が、交流場面で反映され、回数を重ねるにつれて、成果が感じられた。卒業後、どのように地域での交流につながるかが課題に挙げられている。</p>
ねらい				
活動の実察				
まとめ				

もに、地域の友だちとの関わりを通して、対象児童生徒自身にとって、地域での生活が豊かになること等が目指されている。その他、きょうだいのことや、かつて在籍していた地域の特別支援学級の友だちとの繋がり等を考慮した事例もみられた。活動の実際では、対象児童生徒の実態と相手校の体制等により、回数や時間、内容等が異なるものの、それぞれの特徴に応じた取組が工夫され、実施されている。対象児童生徒と相手校の児童生徒それぞれの反応や、互いに関わる様子等についても、活動の実際や、まとめに、それぞれ詳細に挙げられている。今回は、4事例のみを一覧表に整理したが、事例集では、その他の12事例においても、それぞれの居住地校交流における概要と取組の過程が、特徴的に示されている。

4. 事例校における交流及び共同学習についての考察

本研究では、特別支援学校のセンター的機能における交流及び共同学習として、「地域所属」の視点で支援と連携を行う一特別支援学校の「交流及び共同学習事例集 第1集」を整理し、事例集が発行された2007年度までの、事例校における交流及び共同学習の実際について明らかにし、今後の特別支援教育やインクルーシブ教育の取組の方向性について展望することを目的とした。事例集については、主に、(1)事例集発刊に当たって、(2)事例校の概要と交流及び共同学習の展開、(3)事例校における交流及び共同学習の実際、を中心に分析を行った。その結果、事例校では、(1)職員が、共通に押さえておくべき「地域所属」の視点は、同校の交流及び共同学習の展開においても反映されていること、(2)交流及び共同学習は、特別支援教育制度が開始された2007年度以前から、既に同校のセンター的機能の一つとして位置付けられていたこと、(3)学校間交流は、学部ごとに近隣の小学校、中学校、高等学校と連携し、組織的・計画的・継続的に行われていたこと、(4)居住地校交流は、「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」に基づき、本人、保護者を含めて、両校間で共通理解を図り、実施されていたこと、等が明らかとなった。このように、整理・分析された内容等をもとに、今後の特別支援教育やインクルーシブ教育の推進に向けた取組の方向性を、次の3つの視点から考察する。

4. 1. 人権教育の推進と「地域所属」の視点による支援と連携

事例校では、「交流及び共同学習事例集 第1集」(2008)が発行される以前から、日常的に障害児やその家族とかかわりのある同校職員が、共通に押さえておくべき視点として、「地域所属」という言葉を用いて、同校が担ってきた役割について、整理が行われていた。「地域所属」の定義づけ(2002)では、「差別は排除という形をとる。私たちは、差別されず、差別せず、納得した状態で所属していくことをのぞむ。」と、述べられている。特別支援学校に通学することで、居住地域からの阻害や排除がされやすい同校児童生徒の置かれている状況を差別として捉え、そのような状況を職員全体で認識し、改善に向けて取り組む姿勢を示した用語と言える。

「キーワードは、『地域所属』(資料1)(2003)では、「障害児者とその保護者の切実な願いは、生まれ育った地域に気兼ねなく所属し、安心して生活していけること、差別によって排除されることのないこと」であるとし、特別支援学校に在籍する子どもたちを取り巻く15例の課題が具体的に示されている。交流及び共同学習に関しては、「学校間交流にとどまることなく、居住地校交流を充実させようとするのは、なぜ?」という内容が、課題の一つとして挙げられている。5市2郡から通学してくる同校小・中学部児童生徒の居住地域でのつながりを支援する上で、居住地校交流が果たすべき役割は大きく、「地域所属」の視点を大事にした取組が展開されている。他の14例の課題と併せて、各地域の福祉・医療・労働機関等と連携して支援に関わる必要性も強調されている。事例校における「地域所属」を基盤とした取組は、職員全体で少しずつ整理され、同校の人権教育を推進し、児童生徒が居住する地域の関係者・機関等との連携を積み重ねながら、確実に根付いていったことが示唆された。

2014年、障害者の権利に関する条約が批准された。この条約は、(1)一般原則として、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等、(2)一般的義務として、合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等、を保障することが求められている。同条約第24条では、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等の「インクルーシブ教育システム」が必要とされている。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(2021)では、特別支援教育を巡る状況

と基本的な考え方として、「特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の理念を構築することを旨として行われることが重要」と述べられている。特別支援学校に在籍する児童生徒一人一人の人権を尊重し、不当な差別の禁止や合理的配慮を進め、自己の生活する地域から排除されず、安心して社会参加できるように環境を整備していく必要がある。事例校の「地域所属」に関する内容や取組の方向性等は、障害者の権利に関する条約と通じるところが多く、今後の特別支援教育の充実やインクルーシブ教育の構築に向けて、非常に参考になる理念であると言える。

4. 2 特別支援学校のセンター的機能としての交流及び共同学習

本事例集の「はじめに」では、「『地域所属』の視点から、同校の特徴的なセンター的機能の一つである交流及び共同学習の取組と展開の実際について、具体的に紹介する。」と、示されている。また、第1章 本校の概要と交流及び共同学習の展開、においても、事例校及び交流相手校の教育課程への位置付けと連携の視点として、「交流相手校の児童生徒や職員が日常的にいただいている特別支援学校や障害等に対する様々な疑問や悩み等に対しても、小・中学校への支援・連携というセンター的機能の視点から、丁寧に対応していく必要がある。」と述べられている。このように、事例校では、交流及び共同学習に取り組むこと自体が、同校が担う重要なセンター的機能の一つとして位置付けられている。

特別支援学校のセンター的機能の内容は、「特別支援学校を推進するための制度の在り方（答申）」（2005、文部科学省）において、(1)「小・中学校等の教員への支援機能」、(2)「特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」、(3)「障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能」、(4)「福祉・医療・労働などの関係機関等との連絡・調整機能」、(5)「小・中学校等の教員に対する研修協力機能」、(6)「障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能」、の6つの機能が示されている。

本事例集のセンター的機能に関する具体例としては、学校間交流の相手校である小学校や中学校との交流及び共同学習において、交流が開始された当初から継続して、年度初めの打ち合わせ会、年度末の反省会に、事例校からは各学部職員全員が参加して、共通理解を図っていること等、が挙げられる。また、交流及び共同学習に取り組むに当たり、交流相手校からの要請に応じて、障害に対する正しい理解や、両校児童生徒のより良い関係作りを目指して、事例校の児童生徒支援担当者が、相手校の人権学習等の授業に協力することもある。上述した6つの機能で分類すると、(1)「小・中学校等の教員への支援機能」、(2)「特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」、(5)「小・中学校等の教員に対する研修協力機能」、等を活用した役割を担っていると言える。

居住地校（小学校・中学校）との交流及び共同学習では、相手校の受け入れが可能な場合は、相手校と児童生徒の実態、交流のねらい、交流及び共同学習の内容等について打ち合わせを行った上で計画を立て、常に両校間で連絡を取り合い、事前の打ち合わせ、交流実施時の本人・保護者の反応、周囲の児童生徒との関りの様子等を共有し、本人、保護者を含む両校間での共通理解が図られる。年度末には、年間の反省と、次年度の方向性が協議される。このように、相手校に対して、ていねいな取組を継続することも、事例校が担うセンター的機能であるが、居住地校交流では、事例校の児童生徒や保護者に対して、「地域所属」の視点に立ってセンター的機能を担う役割があることを、特に重視する必要がある。事例校では、「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」（資料2）に基づき、計画的に居住地校（小学校・中学校）との交流及び共同学習を支援するが、担任が本人、保護者とともに相手校に付き添って活動に参加する等、センター的機能の中でも、(3)「障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能」を担うことが、特に重要となる。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（2021）では、特別支援学校における教育環境整備の制度・現状として、「センター的機能の役割を更に強化するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地域の学校や地域とのつながりを深めるための取組を充実することが必要」と述べられている。交流及び共同学習の中でも、居住地校交流の取組については、「インクルーシブ教育の構築」を目指す観点からも、今後益々、特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮していく必要がある。居住地校交流を希望する本人や保護者の教育的ニーズをしっかりと把握し、相手校との間で、ていねいな連携を図り、内容面でのさらなる充実を目指したセンター的機能の遂行が求められている。

4. 3 学校間連携による交流及び共同学習の展開と事例集発行の意義

事例校では、近隣の小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習は、「交流及び共同学習事例集 第1集」が発行された2007年度以前から、各学部で継続的に実施されている。学校間での交流及び共同学習

は、互いの学校の教育課程の中に適切に位置付けられ、各学部と相手校との綿密な連携のもと、ねらい（目的）、活動の実際、まとめ（今後の課題）という取組の過程において、組織的、計画的に行われている。小学部、中学部、高等部の具体的な取組を、それぞれ表2、表3、表5に示しているが、特徴的な取組として、(1)学校間の職員全体での打ち合わせ会、両校の担当学年同士・担当教職員間による事前の取組、(2)交流運動会や相手校行事等への参加、互いの学校を会場とした交流内容の工夫、(3)年間計画に沿った活動、学年別の内容工夫、(4)直接交流、間接交流、ペア活動、委員会活動、昼休み交流等、様々な形態の活用、(5)事後の総括、年度末の反省会、等が挙げられる。

2019年に、文部科学省より示された「交流及び共同学習ガイド」では、交流及び共同学習の意義・目的を整理するとともに、交流及び共同学習の展開として、(1)関係者の共通理解、(2)体制の整備、(3)指導計画の作成、(4)活動の実施、(5)評価、という、交流及び共同学習を実際に推進していく際の5つの手順が説明されている。また、各項目で留意するポイントとして、(1)交流及び共同学習の意義や狙い等に対する、学校、子どもたち、保護者等への十分な理解、(2)学校全体で組織的に取り組む体制整備、(3)交流及び共同学習の年間指導計画への位置付け、計画的・継続的な取組、(4)活動のねらいや内容等の事前の理解、子どもたちの主体的な活動、事後学習における、ていねいな指導の継続、(5)活動後の評価と日常生活場面での変容の把握、等が示されている。

「交流及び共同学習ガイド」で示された5つの手順は、いずれも事例校の学校間連携における取組の過程と重なるところがあり、「交流及び共同学習ガイド」の各項目の留意点と、事例校の各学部における特徴的な取組も、関連付けて捉えることができる。「交流及び共同学習事例集 第1集」で記載されている内容等についても、「交流及び共同学習ガイド」と併せて使用することにより、今後の交流及び共同学習の推進や充実に向けた参考資料として、十分活用できるのではないと思われる。

事例校では、小学部や中学部の児童生徒が、居住する校区の学校との交流及び共同学習を希望する場合には、「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」（資料2）に基づき、必要な手続きを進め、保護者や相手校と十分な連携を図った上で、支援を行っている。「交流及び共同学習事例集 第1集」では、居住地校交流を実施している小学部10名、中学部6名の、計16の事例が紹介されているが、表1には、2007（平成19）年度に、居住地校交流を行った交流相手校として、小学校25校、中学校11校が挙げられている。表7では、小学部2事例、中学部2事例の計4事例を整理し、比較したが、概要、ねらい、活動の実際、まとめ、という項目で整理された内容等は、それぞれの事例で異なるものの、いずれも、居住地校交流に対する保護者の思いや、対象児童生徒と交流相手校の児童生徒との、より良い関わりを目指した取組の過程が、明確に示されている。表7に示した4事例と同様に、事例集で紹介された他の12事例を含む、居住地校交流を実施するすべての児童生徒に対しても、事例校を中心に、保護者や相手校との連携を図り、一人一人の状況に応じた必要な支援が展開されている。事例校のように、特別支援教育制度が開始されたばかりの時期に、居住地校交流の取組が定着したのは、「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」に基づく手順や内容を、学校全体で共有し、居住地校交流を希望する一人一人の教育的ニーズに応じた、組織的・計画的な取組を、交流相手校とも連携して、ていねいに進めたことによるものと言えるだろう。

福岡県では、障害の有無にかかわらず、誰もが共に学び、互いを認め合う社会の実現を目指して、障害のある子供の居住地における交流及び共同学習を進めていく必要があるとし、2016（平成28）年3月、福岡県教育委員会において、「居住地校交流実施の手引き【改訂版】～共に学び、互いを認め合える社会を目指して～」（以下、「手引き【改訂版】」）が作成された。「手引き【改訂版】」では、居住地校交流実施の流れが示され、実施に当たっては、児童生徒の保護者からの希望をもとに、在籍校である特別支援学校と居住地校である小学校・中学校だけではなく、県教育委員会や市町村教育委員会とも連携して行う取組であることが確認された。居住地校交流の位置付けが明確になり、以後、福岡県内の学校における居住地校交流は、「手引き【改訂版】」に沿った手続きを経て実施されるようになり、それまで「居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領」に基づいて実施していた事例校においても、同様の手続きに変更されることになった。それまで、事例校と、児童生徒が居住する校区の学校との、両校のみで共通理解を図り、具体的な計画を立て、実施されていた居住地校交流であったが、県や市町村の教育委員会と連携しながら取組を推進することが基本となり、これまで以上に、内容面での充実やスムーズな手続き・運営に繋がり、教育的効果も期待される。

「居住地校交流実施の手引き【改訂版】～共に学び、互いを認め合える社会を目指して～」では、(1)交流及び共同学習の意義、(2)居住地校交流の進め方、(3)実践事例、(4)居住地校交流に関するQ & A、資料編で構成されているが、内容等の一部は、事例校の「交流及び共同学習事例集 第1集」と重なる部分もある。特に、居住地校交流の具体的な事例等については、事例校においても、これまで取り組まれてきた実践の積み重ねがあり、「手引き【改訂版】」と、「交流及び共同学習事例集 第1集」を関連付けながら整理することにより、新たな実践事例として活用できるのではないと思われる。

本研究で取り上げた「交流及び共同学習事例集 第1集」は、特別支援教育が開始された2007年度に発行されているが、事例集に掲載された事例や取組の概要等は、養護学校義務化以降の、特殊教育制度の時代から継続されているものや、少しずつ発展し、整理され、位置付けられたものもある。15年以上前にまとめられた内容であったとしても、「地域所属」の考え方や、地域特性に応じた特別支援学校のセンター的機能、交流及び共同学習における学校内・学校間での連携の在り方等、特別支援教育の充実やインクルーシブ教育の構築に向けた様々な取組が求められている、これからの時代に向けて、参考にすべき点もある。事例校で大事にされてきた「地域所属」に関しては、「キーワードは、『地域所属』（資料1）」において、以下のように、述べられている。「障害児者が地域に所属できるようにしていくためには、様々な側面からの取組が必要だということ。いわば道をつくるようなもの。参加する人たちが多くなれば大道となる。」「交流及び共同学習事例集 第1集」が発刊された意義は、大いにあると言えよう。

5. まとめと今後の課題

本研究では、特別支援学校のセンター的機能の一つとして、交流及び共同学習の取組に焦点を当て、「地域所属」の視点で支援と連携を行う一特別支援学校の「交流及び共同学習事例集 第1集」を整理し、事例集発行時までの、事例校における交流及び共同学習の実践を明らかにし、今後の特別支援教育やインクルーシブ教育に向けた取組の方向性を考察した。そして、いくつかの課題が残された。

今回は、2007年度に発行された「交流及び共同学習」に関する事例集への掲載内容をもとに研究を進めたが、当時は特殊教育制度から特別支援教育制度への転換期に当たり、事例集で使用されている語句について、法的な位置付けと正式な呼称等が伴わない部分もみられた。そのため、内容面での混乱を避けるために、「交流」を「交流及び共同学習」に、「養護学校」を「特別支援学校」に、一部修正してまとめている。時代背景に応じた語句使用の変遷等については、別途整理をする必要がある。また、今回は、事例集が発行された当時の数値や状況をもとに整理・分析を行ったが、事例集発行後の経緯の把握や、現状との比較等は行っていない。今後は、事例校の現状等を調査し、当時と比較することも検討すべきであろう。

最後に、今回明らかにしようとした特別支援学校のセンター的機能における交流及び共同学習については、あくまでも、一特別支援学校で作成・発行された「交流及び共同学習事例集」をもとに考察したものに過ぎない。今後は、地域別や機能別に、他の特別支援学校等においても、同様の研究が積み重ねられ、より一般化された提言ができるようになっていくことを期待する。

謝辞

本研究にご協力いただいた、関係各位に記して感謝申し上げます。

文献

- 1) 木船憲幸・後藤宏・大平壇・石坂郁代・太田富雄・納富恵子（2008）特別支援学校のセンター的機能—ネットワークの形成—。広島大学大学院教育学研究科紀要，第一部，学習開発関連領域，57，131-136。
- 2) 後藤宏（2003）保護者のニーズからとらえた養護学校のセンター的役割。福岡教育大学大学院教育学研究科障害児教育専攻，平成14年修士論文。
- 3) 外務省（2018）「障害者の権利条約パンフレット」。
- 4) 心のバリアフリー学習推進会議（2018）「学校における交流及び共同学習の推進について～『心のバリアフリー』の実現に向けて～」。
- 5) 福岡県教育委員会（2016）「居住地校交流実施の手引き【改訂版】～共に学び 互いを認め合える社会を目指して～」。
- 6) 福岡県立A養護学校（2008）「交流及び共同学習事例集第1集」。

- 7) 文部科学省 (2007) 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)」.
- 8) 文部科学省 (2007) 「特別支援教育の推進について (通知)」 (19 文科初第 125 号).
- 9) 文部科学省 (2009) 「特別支援学校幼稚部教育要領」.
- 10) 文部科学省 (2009) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」.
- 11) 文部科学省 (2009) 「特別支援学校高等部学習指導要領」.
- 12) 文部科学省 (2012) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)」.
- 13) 文部科学省 (2017) 「特別支援学校幼稚部教育要領」.
- 14) 文部科学省 (2017) 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」.
- 15) 文部科学省 (2019) 「特別支援学校高等部学習指導要領」.
- 16) 文部科学省 (2019) 「交流及び共同学習ガイド」.
- 17) 文部科学省 (2021) 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」.

資料1 キーワードは「地域所属」

本校では「地域所属」という言葉を意識して使っています。最近、この言葉は公的な場でも使われるようになってきましたが、もっと多くの人たちによって、もっと多くの場所で積極的に使われていくことを願っています。

障害児者とその保護者の切実な願いは、生まれ育った地域に気兼ねなく所属し、安心して生活していけること、差別によって排除されることのないことです。平成13(2001)年1月に「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告が出されましたが、ノーマライゼーションの実現のためには、学校だけではなく、福祉・医療・労働関係機関が連携して取り組むことの必要性を強調しています。

それでは、本校の児童生徒にとっての具体的な課題は何であり、その課題解決にむけて私たち養護学校の職員は何をすべきなのでしょう。

私たちは障害児者と日々触れ合い、保護者の思いや願いを聞く機会も多くもっています。特に、学校の中だけではとらえきれない課題を、地域懇談会等の取組を進める中でとらえてきました。養護学校に在籍する子ども達を取り巻く実情がそこから見えてきます。

具体的な課題として、次のことについて一緒に考えてみてください。

- 学校間交流にとどまることなく、居住地校交流を充実させようとするのは、なぜ？
- 入学をひかえて、居住地の学校への就学にこだわるのは、なぜ？
- 地域の小学校の学童保育に障害児も受け入れるよう働きかけるのは、なぜ？
- 高等部卒業後、あるいは施設入所後の生徒に対しても連絡をとり続けるのは、なぜ？
- 地域の関係機関との連携をはかろうとするのは、なぜ？
- 「地域懇談会」を学外の公共施設で開催し、まとめを作り配布するのは、なぜ？
- 障害児学校に籍があっても、地域の子ども会に参加できるよう求めるのは、なぜ？
- 夏休みに小学校のプールを使わせてほしいと依頼するのは、なぜ？
- JRなどの公共交通機関を利用し、関係者との連携をはかろうとするのは、なぜ？
- 心配しながらも街のレストランで食事をさせようとするのは、なぜ？
- 障害児学校における転入、転出の実態に深く迫ろうとするのは、なぜ？
- PTAと一緒に支援費制度について学習しようとするのは、なぜ？
- 土日の連休や夏休みを子ども達はどうか過ごしているのかと心配するのは、なぜ？
- 私たちがバリアフリーを推進しようとするのは、なぜ？
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が当たり前に通学できるよう検討するのは、なぜ？

以上のような活動は、これまではそれぞれ別々に取り組まれてきたといっても過言ではありません。しかし、いずれの取組も障害児者の「地域所属」を実現していくためのものです。つまり、障害児者が地域に所属できるようにしていくためには、様々な側面からの取組が必要だということです。いわば道をつくるようなもの。参加する人たちが多くなれば大道となります。

私たちは、本校児童生徒が排除されず、排除せず、納得できる状態で地域に所属していくことを望んでいます。本校に在籍する一人ひとりが、つねに居住する地域の構成員として認められ、安心してくらししていけるよう、これからも「地域所属」の取組を組織的に進めるとともに、「地域所属」という言葉自体を、障害児教育の取組の方向性を指し示す言葉として意識的に使用し、本校から積極的に発信していきたいと思っています。

平成15年8月9日 福岡県立A養護学校

※ 「交流及び共同学習事例集 第1集」, 「第4章 交流及び共同学習を正しく理解し、推進していくために、2. 本校交流及び共同学習関連資料より」に掲載

資料2 居住する校区における小・中学校との交流教育実施要領

1. 居住する校区における小・中学校との交流教育のねらい

(本校児童生徒)

- 障害のある子どもの社会的な経験を広め、より望ましい社会性を身につける。
- 居住する校区の友だちや地域社会の人々との結びつきを深める。

(小・中学校児童生徒)

- 障害のある子どもを正しく理解し、障害のある子どもの立場に立って考え、行動できるようになる。

2. 居住する校区における交流教育の基本的な考え方

- 交流教育について、本校と交流相手校である小・中学校との共通理解のもとに行う。
- 本校の教育課程実施を原則とし、大幅な変更を行わない。なお、教育課程上の位置づけは生活単位とする。
- 本人、保護者とともに担任が付き添い、回数については年度当初と年度末等学期に1回程度とする。
- 保護者や相手校からの依頼により学期1回程度を超える場合は、原則として担任等の付き添いは行わない。
- 年度当初、年間計画を立てて交流を行うが、交流内容については、地域の小・中学校の特性を生かし、子どもが楽しく意欲的に参加できるものを考える。
- 本校から相手校への移動については、保護者が行う。

3. 実施方法

- (1) 保護者の希望を調査する。新1年生については、新転入者説明会のときに行い、在学学生については、家庭訪問時に行う。
- (2) 担任、学部主事、人権・同和教育部を中心に、本校の体制を考慮し、実施が可能かどうかの検討をする。
- (3) 5月上旬ごろ、本校校長より交流相手校へ連絡をする。交流相手校より同意が得られれば、打ち合わせのための期日を設定する。
- (4) 打ち合わせには、担任、学部主事、支援教員が参加し、個に応じて、年間の計画を立てる。子どもの実態、互いの交流の目標、内容等を明確にし、共通理解を図る。
- (5) 計画的に実施する。
 - ・事前に、両校の担任間で連絡を取り合い、交流の内容等を明確にする。保護者とも十分に共通理解を図っておく。担任が付き添わない場合についても、担任間で連絡を取り合い、充実した交流になるよう配慮しておく。
- (6) 交流の状況については、記録用紙に残し、教務部の交流教育係が保存する。また、随時、担任が学部に報告していく。
- (7) 年度末には、交流教育の評価を担任間で行う。そして、各児童生徒の交流教育の状況を学部主事がまとめ、次年度に生かしていく。

4. その他

- 互いの児童生徒にとって、豊かな人間形成を図るうえでの重要な教育内容にしていくために、相互の学校が好ましい関係を保ち、交流教育を進めていく。
- 交流相手校には、児童生徒の実態、交流教育の目標等を事前に全職員で共通理解を図ってもらい、小・中学校児童生徒への対応も担任間で十分に話し合い、対処する。
- 実際の交流教育を支えるものとして、道徳教育や福祉教育の充実をお願いする。
- 交流と交流の間には、手紙のやり取り等の間接的な交流を工夫する。

平成19年5月 福岡県立A養護学校
 <平成12年5月より実施>

※ 「交流及び共同学習事例集 第1集」, 「第4章 交流及び共同学習を正しく理解し、推進していくために、2. 本校交流及び共同学習関連資料より」に掲載